天王川公園屋外照明設備改修工事(設計・施工一括発注) 施工業務 要求水準書(特記仕様書)

※下記を基本とする。但し設計結果により監督員と協議の上省略・変更することができる。 章 項 目 特 記 事 項

章		項目	特 記 事 項	備	考
	1節 第 1.1.1	共通事項 一般事項	1. この要求水準(特記事項)以外は下記に準拠する。但し、本工事に関係しない事項は適用しない。 1) 津島市財務規則 2) 工事請負契約書		
			3) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 4) " 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版) 5) " 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) (令和4年版) 6) " 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) (令和4年版) 7) " 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版) 8) " 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) (令和4年版) 8) " 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) (令和4年版) 9) " 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) (令和4年版) 20		
	1.1.2	用語の定義 官公署その他への 届出手続等	2. 設計図書に関する疑義は原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめるものとする。 3. 本工事特記仕様書は公共建築工事標準仕様書(建築工事編)に対応している。 * 公共建築工事標準仕様書1.1.2 「書面」の用語の意義を次に読み替えるものとする。 「書面」とは、発行年月日が記載され、記名された文書をいう。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでもよいものとする。 * 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等を遅滞なく行う。		
1	1.1.4	工事実績情報の登録	*請負代金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報サービス (CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を(JACICの様式「登録のための確認 のお願い」に従って)受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確 認書」を、監督職員へ提出する。		
	1.1.7	別契約の関連工事	別途天王川公園内で実施される工事(Park-PFI、ジョギングコース、ステージ周辺の造園、藤棚に関する工事)		
章					
各					
章					
共					
通	1.1.8	疑義に対する協議等	* 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定に		
			よるほか「愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領」(令和3年4月1日改正)に定めるところによる。 (https://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/R03sekkeihenkouyouryou.pdf)		
事	2節 1.2.1 1.2.2	工事関係図書 実施工程表 施工計画書	* 概成工期 ・ 有(年 月 日) ※無 * つり足場を使用するすべての工事において、つり足場の組立・解体作業中の墜落・転落による労働災害防止の 方法等の記入及び愛知労働局労働基準部安全課長事務連絡(平成22年7月6日)の注意事項をふまえた 施工計画書を作成し、監督職員に提出する。	H22.7.23付22% 第332号建設企 課長通知	
項	1.2.4	工事の記録	1. 本工事は電子納品の対象工事とする。 2. 対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」に基づくものとする。(https://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.htmlを参照。)ただし、電子納品チェックリストについては、他の書類に同様の内容を記載した場合、省略できるものとする。 3. 成果品の提出部数については、電子媒体(CDーRまたはDVDーR)2部とする。 4. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行うものとする。また、検査時(中間検査、完了検査)に写真情報等の閲覧機器を準備するものとする。 5. 仕様書に基づき監督職員に報告等を行う書面で電子データによるものについては、以下を基本とするが、監督員の指示がある場合はその指示による。 (1) 電子媒体(CDーRまたはDVDーR)で完了検査時に1部提出する。 (2) 「あいち電子納品運用ガイドライン」に準拠することとし、格納フォルダは「愛知県建築局発注工事における情報共有システム運用の手引き(案)」における表6を参考とする。	and a disk Addi 294	
		工事写真	6. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。 **工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。 1) 着手前 工事の着手に先だち、敷地、隣地及び周辺道路、建築物、工作物等の現況を撮影する。 2) 工事中 ①黒板(白板)に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影、記録すると共に、特に施工後隠ぺい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添え撮影する。記載事項: 件名(工事名)、名称(工種)、位置、工程、備考、撮影年月日②監督職員の指示により、適宜提出する。 **デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素程度から300万画素程度を標準とする。 **デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.htmlを参照)により行うことができる。		
	3節	工事現場管理		No.1a	

章		項 目		備 考
	1.3.1	施工管理	* 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」 という。)の設置及びその他制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」(令和2年9月30日付け 国土建第175号国土交通省不動産・建設経済局建設業課長通知)によるものとする。	
	1.3.3 1.3.5	電気保安技術者 施工条件	* ・配置する ・配置しない ・ 配置しない ・ 無	
			2) 施工に必要な実日数以外に見込んでいる事項 準備期間 ・30日 ※ () 休日(年末年始休暇及び夏期休暇) ・9日 ※ (
			その他の作業不能日 · (: 日) ※図示による 3) 工事車両の駐車場所 場所制限 ※ 有 (駐車場所: ※敷地内 · ()) ・無	ĺ
			4) 資機材置場所 置場制限 ※ 有(置場所:※敷地内 · ()) · 無 5) その他 ()	
	1.3.10	施工中の環境保全等	*「土壌汚染対策法」、「県民の生活環境の保全等に関する条例」、「市民の健康と安全を確保する環境の保全に 関する条例」による措置 ・無 ・有(詳細は図示による)	
	1.3.11	発生材の処理等	1. 引き渡しを要するものは監督職員の指定する場所に整理し、発生物件調書を作成し、施設管理者へ引き渡す。 2. 引き渡しを要しないものはすべて場外に搬出し、下記建設副産物の項及び関係法令等に従い適正に処理する。	
			3. 本工事で発生する産業廃棄物のうち愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業 廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。	
			4. PCBを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。	
			5. 次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物:ポリサルファイド (チオコール) 系コーキング	
			平成元年以前の製造機器:蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、	愛知県建設副産物
			変圧器(絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外) 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。	リサイクルが イト・ライン実 施要綱、同関係様
1		* 特別管理産業廃棄物	6. P C B 含有物以外で引渡を要するもの () * 種類 () 処理方法 ()	式は次の愛知県 建設企画課HPから
		* 建設副産物	1. 発生材については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。)その他関係法令の規 定を遵守し「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」(以下「リサイクルガイドライン」という。)	入手することが できます。 https://www.pref.
章			に基づき、適正に処理する。 2. 事前に建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」と言う。)に登録及び必要事項を入力し、COBRISより	aichi.jp/soshiki /kensetsu-kikaku
			出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書(①、②)を監督職員に提出する。 ① 再生資源利用計画書(実施書) (様式1)	/recycle- guideline.html
			② 再生資源利用促進計画書(実施書) (様式2) 3. 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書(①、②) の内容をCOBRISに登録及び工事登録証明	
			書を作成し、監督職員に提出する。 4. 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第	COBRIS
			1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 5. 産業廃棄物管理表(以下「マニフェスト」という。)集計表を作成し、監督職員に提出する。マニフェスト集計表は	https://www. recycle.jacic.
各			任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳 (t又はm³)、マニフェストの照合・確認日(電子マニフェストの場合は、引渡し年月日、マニフェスト番号(連絡番	or.jp
			号)、車両ナンバー、廃棄物の内訳、運搬・処分・最終処分の終了日)が記載され、受注者の記名があるもの とする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。	
		* 撤去・更新時のフロン等の取扱い	*「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づいて行うこと。	
章		* 分別収集 * 再資源化施設への	*「リサイクルガイドライン」 別表3に従い、分別収集を行う。 *工事に伴い発生する指定副産物のうち、次のものは再資源化施設へ搬出する。	
	4節 材	搬出	※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・()	
共	1.4.1	環境への配慮	* 「愛知県環境物品等調達方針」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/0000009402.htmlを参照)別記 2(25)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、	
	1 / 2	材料の品質等	機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。 1. 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足しかつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に	
	1.4.2	初付の加良寺		
通			2. 本工事において支州派門で産出された不例(支州派門で産出された不例で使用した表別加工品できる。以下「県産村」という。)を使用する場合は、以下による。 * 県産村を使用する部位は、設計図書で定められた部位のほか、次のとおりとする。	
			「宗性物で使用する印世は、試計図音で定められた印世のはか、 次のとわりとする。	
_			*使用する県産材は、愛知県産材認証機構に登録された認定事業者(以下、単に「認定事業者」という。)が「あい	
事			ち認証材」として証明し、出荷したものとする。 *受注者は、工事現場に搬入した県産材が「あいち認証材」であることの確認を、出荷事業者が交付する、認定事	
			業者登録番号等(図-1)が明記された出荷伝票等により行う。 *受注者は、出荷伝票に記載された出荷事業者が認定業者であることの確認を、愛知県産材認証機構が運営管	
項			理するWebページ(http://www.aichi-wood.com)にて公表される認定事業者一覧により行う。 図-1 この木材は、<あいち認証材>です。	
			愛知県産材認証機構認定事業者登録番号No. ○-○○○	
			3. 本工事において使用する材料のホルムアルデヒド放散量等の適用に関する区分は、「F☆☆☆☆」、「接着剤 等不使用」、「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」、「非ホルム	
			アルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」又は「非ホルムアルデヒド系接着剤及び ホルムアルデヒドを放散しない材料使用」のいずれかとする。	あいくる材認定資 材一覧、愛知県あ
		* 再生資源の利用の 指定	*使用する資材は、リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」を遵守し、あいくる 材として認定されている資材の利用に努める。	いくる材率先利用 方針、その他提出
			1) 愛知県あいくる材率先利用方針第3のAAゲループ 及びAゲループ の認定資材を優先的に使用する。 2) 指定材一覧	書類の様式等は次の愛知県建設企画
			施工場所 品 目 規 格 再生原料等の指定 指定しない	課HPから入手する ことができます。
			指定しない あいくる材の指定があるものについて、上記一覧以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。	https://www.pref. aichi.jp/site/
			3) 指定材以外の使用に努める品目は、次のとおりとする。	aicle/ 図面番号
			設計事務所名 年度 工事名称	四四田つ
			建築士登録番号 縮尺 建築工事特記仕様書 1/2	
			建築士氏名	
			図 図 津島市	

章		項	目	特 記 事 項	備	考				
		* 再生資源の 報告	の利用の	・再生加熱アスファルト混合物 ・再生路盤材 ・ P C 製品 ・ 舗装用ブロック ※() * 工事完了時にあいくる材の使用実績をリサイクルガイドライン様式8「あいくる材使用状況報告書」及び様式9「あ いくる材使用実績集約表」を電子データで監督職員に提出する。						
	5節 〕 1.5.2	施 工 技能士		* ※適用する ・適用しない						
				適用職種 標準仕様書 工事種別 標準仕様書 工事の細分 資格(技能検定における選択作業) 備 考 ※ 鉄筋工事 加工及び組立て 1級鉄筋技能士 適用工事は下記による						
				※ コンクリート工事 型枠 1級型枠施工技能士 ※延べ5,000㎡ ※ 床コンクリートこて仕上げ 1級左官技能士 以上の工事						
				※ 防水工事 アスファルト防水 1級防水施工技能士 ・その他特に必要と						
				※ シート防水 W ジート防水						
				※ 塗膜防水 ※ シーリング						
	1.5.5	施工の検査等	椞	* その他必要と認められる技能検定の職種及び作業の種別() * *********************************						
	1.5.9	化学物質の濃		* 見本施工 ※ 行わない ・ 行う() * 下記の室の揮発性名物の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告すること。 * 測定時期 ()						
	1.6.2	エ事検査及び技 技術検査 完成図等	術検査	*中間技術検査・行わない・行う(実施回数: 、実施時期:)						
	1.7.1	完成時の提出	出図書	* 工事完了前に次の図書を作成し監督職員に提出する。 1) 完成原図(施工図を除く) 1 部 2) 完成図(施工図を除く)の2つ折り製本 1 部						
				3) 完成図(施工図を除く)及び契約図のA3版2つ折り製本(合本作成) 2部						
				4) 契約図の2つ折り製本 1部 5) 保全に関する資料 1部 6) 施設台帳の作成又は整備(高等学校及び特別支援学校を除く) 7) その他必要書類 1部						
1				8) 契約図・完成図(施工図を除く)のPDFファイル(公共建築課PDFファイル作成ガイドラインによる) CD-RまたはDVD-R	2部					
	1.7.2	完成図等		*完成図の種類は下記とする。 1. 配置図 2. 平面図・求積図 3. 仕上表 4. 施工図 5. その他監督職員の指示するもの						
				* 原図作成方法 ※ C A D 作成し紙出力 紙の種類 ※ PPC用ボリエステルサンド和紙 同等品 ・ トレーシングベ サイズ ※ 設計原図と同じ ・ ()	−n° −					
				CADデータ ・提出する (・ 愛知県電子納品運用が イドラインに基づく ・ 監督職員との協議による)						
				【・ 提出しない CAD図面の作成にあたっては国土交通省「建築CAD図面作成要領(案)」に基づいて作成する。						
章	その	Ήυ.		* 複写図作成方法 ・ 1.7.1完成時の提出図書3)に代える ・ ()						
		* 光熱水費		*建物引き渡しまでの電気、水道、ガス等の料金(基本料金、電気主任技術者委託料を含む)は、協議の上、各工事						
		* 現場代理人等	等	受注者が負担する。 * 現場代理人においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者(監理技術者)、専門技術者においては、受注者との						
				直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 *契約約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者(監理技術者)の通知は、所定の様式(現場代理人等通知書)により、						
				監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門技術者を定めたときも 同様とする。						
各				* 受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や監理技術者に						
				ついて同施行令第28条及び第29条の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合 にあっては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に						
				施工中の工事については原則兼務期間の始期より前に、監督職員を通じて発注者に提出すること。 * 監理技術者の兼任要件等については、「建設業第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置要件						
				について」のとおりとする。(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/tokureikanrigijutusha.htmlを参照)						
章		* 火災保険等力 方法等	加入	* 建築工事又は建設工事の保険の種類は、建設工事保険とする。期間は、工事資材の現場搬入の日から工事目的物の引渡しの日までとする。(特に定めのない限り、契約上の工事完成期日経過後14日間とする。)						
		* 法定外の労災	※ (4) 除	保険金受取人(被保険者)は、受注者とする。 *本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。						
		*事故報告	X IN PX	* 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速や						
共		* 工事中の安全	全管理	かに提出すること。 * 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」						
				が発表された場合、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物等及び仮設物に対し、 必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行う						
		* - = * - = + /	7	など、有事に際しての備えを行うこと。						
		* 工事の下請負	貝	* 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。						
通				2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。						
				4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく						
				指名停止期間中でないこと。 5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置						
事		* 施工体制		要件に該当しない者であること。 * 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)」によること。						
		* 施工体制台	帳	*建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを監督職員に提出すること。						
				(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条)						
		* 施工体系図		* 下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び 公衆が見やすい場所(仮囲いなど)に掲示する。						
項		* 各種調査への	の協力	* 本工事が、公共事業労務費調査、共通費実態調査等の対象工事になった場合は必要な協力をすること。 * 本工事における木材利用状況に関する調査に協力すること。						
		* 工事コスト記	調査の	* 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時等に愛知県が行う工事コスト調査に						
		協力		協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示によること。 また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。						
		*請負代金内訳	書等	* 契約約款第3条第1項の規定による「請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)」は、種目別内訳、科目別内訳まで 作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督職員に提出すること。なお、内訳書には、健康保険、厚生年金保険						
				及び雇用保険の法定福利費を明示すること。						
		* 騒音・振動対	対策	* 契約約款第3条第1項の規定による「工程表」は、発注者から請求があった時に提出すること。 *「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達)」及び関連法規の規定を厳守し施工する。						
				また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業(特定建設作業)及び下記に指定した建設機械については、 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(建設大臣告示)により指定された建設機械を使用する。						
				佐要点・						

章	項目		特	記	事	項		備	考		
	作業名: 建設機械名: * 排出ガス対策型 * 排出ガス対策型建設機械の適用 ※ 有り ・ なし										
1	* 貨物自動車等の車種 規制非適合車の使用 抑制等に関する要綱 * 特定特殊自動車の 燃料	(対象規制値:排出ガス * 工事場所が「自動車NO 抑制等に流入 取事場所関する要的流入 を受注者体等に流入 軽すかる 監督職ならない。また、監督職ならない。また、	ローラー類、ホイルクレーン(いずれもディーゼルエンジン出力7.5~260KW)) (対象規制値:排出ガス対策型建設機械指定要領(国土交通省総合政策局)の別表 1 (1次基準値)) 工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用 抑制等に関する要綱」(愛知県:https://www.pref.aichi.jp/kankyo/ondanka/car/yoko/index.html)に基づき、対象地域外 からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車 の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう)を選択しなければ ならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。								
章	* 薬液注入工法 * 石綿含有仕上塗材 の除去・補修、	*薬液注入工法により地盤 省事務次官通達)による * 既存の壁等に対して作業 作業)をする場合は、既	お、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。 液注入工法により地盤の改良を行う場合は、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」(建設 事務次官通達)による。 だ存の壁等に対して作業(仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての 業)をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、除去工法、作業								
各	既存壁等への作業 * 建設業退職金共済 制度	* 本工事に関わる自社及び	5法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること。 本工事に関わる自社及び下請負会社の中にこの制度を使用する者がある場合は、同制度に加入し、掛金収納 書を提出しなければならない。制度を使用しない又は証紙を購入しない場合は、理由書等を提出する。								
章	* 契約後 V E	* 本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式(以下「契約後VE」という。)の (※ 対象工事(契約金額が250万円未満の場合を除く。) ・ 対象外工事)とする。 * 契約後VEを行う場合には、「愛知県建設局契約後 V E 実施要領」の規定により行うものとする。 「愛知県建設局契約後 V E 実施要領」は、建設企画課HP(下記URL参照)に掲載している。									
共通		https://www.pref.aichi * V E 提案の範囲 ※ 請負者が V E 提案を行	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/dobokugijyutsu-jiltushiyouryou.html V E 提案の範囲 ※ 請負者が V E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとする。 [工事全体を V E 提案の対象とする場合] ・ 請負者が V E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。 [工事目的物を V E 提案								
事		・請負者が V E 提案を行 より請負代金額の低》									
項	の対象としない場合] ・ () [その他VE提案を求める範囲によって適宜記載する] * VE提案の実施にあたり、関係機関協議等第三者との調整等を要する提案については、あらかじめ、請負者が主体となり 当該第三者との事前調整等を行い、実施の見込みがある提案であること。										
			設計事務所名			工事名称		図面番号			
			建築士登録者	番号	建築工事特記	仕様書 2/2	縮尺				
			検 製図 図	設計 ○年○月	津島市			do 2h			

No.2b